

観音寺市ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、観音寺市の公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第 2 条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（ホームページ上に表示される広告画像で、広告主の指定したホームページにリンクするものをいう。以下「広告」という。）とする。

(掲載可能な広告の範囲)

第 3 条 市ホームページに掲載することができる広告の内容、広告のデザイン及びリンク先ホームページの内容の範囲については、観音寺市ホームページ等広告掲載基準及び観音寺市バナー広告表現ガイドラインに定めるところによる。

(広告の規格及び掲載位置)

第 4 条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル 横180ピクセル
- (2) 形式 G I F（アニメーション不可）、J P E G 又は P N G
- (3) 容量 6 K B 以下

2 広告の掲載位置は、トップページの市長が定める位置とする。

(広告の掲載料)

第 5 条 広告の掲載料は、1 枠当たり月額20,000円とする。

(広告の掲載期間)

第 6 条 広告の掲載期間は、1 か月単位とし、最長 1 年間とする。この場合において、当該期間は、年度を超えることはできない。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、市長が定める。

(広告の掲載枠)

第7条 広告の掲載枠は8枠とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(広告掲載の募集)

第8条 広告掲載の募集は、公募により行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、公募によらないことができる。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告掲載希望者は、観音寺市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)により、市長が定める期限までに申し込むものとする。

2 市長は必要と認めるときは、広告掲載希望者に対し、資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第10条 市長は、観音寺市ホームページ審査委員会(以下「審査会」という。)の審査を経て、広告掲載の可否を決定する。

2 市長は、広告掲載希望者が掲載枠の数を超えるときは、次に定める順位により掲載の可否を決定する。この場合において、同順位の者の中では掲載希望月数の多い者を優先することができる。

(1) 第1順位 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの

(2) 第2順位 市内に主たる事業所、営業所、店舗等を有する私企業

(3) 第3順位 前2号に掲げる者以外のもの

3 前項の規定によっても、なお広告掲載の可否が決定しないときは、抽選により決定するものとする。

4 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を観音寺市ホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)又は観音寺市ホームページ広告非掲載決定通知書(様式第3号)により広告掲載希望者に通知するものとする。

5 観音寺市ホームページ広告掲載決定通知書には、掲載する広告枠を指定して通知する。

(広告掲載料の納付)

第11条 前条の広告掲載決定通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに広告掲載料を一括前納しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告主は、掲載しようとする広告原稿（画像データ）を市長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 広告原稿（画像データ）は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容等の変更)

第13条 市長は、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先のホームページの内容が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要綱等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

(1) 指定期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定期日までに広告原稿（画像データ）の提出がないとき。

(3) 前条の規定による変更を広告主が行わないとき。

(4) その他市ホームページへの広告掲載が不適當であると判断したとき。

2 前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告を削除し、若しくは掲載を一時中止した場合において、広告主が損害を受けることがあっても、市はその賠償の責めを負わないものとし、既納の広告掲載料は、返還しない。

(広告等の変更)

第15条 広告主は、月を単位として、広告の内容、広告のデザイン又はリンク先を変更することができる。

2 広告主は、前条の規定により広告の内容、広告のデザイン又はリンク先を変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の15日までに、観音寺市ホームページ掲載広告変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

3 市長は前項の規定による変更の内容について審査し、変更を承認するときは、観音寺市ホームページ掲載広告変更承認通知書（様式第5号）により、広告主に通知する。

(広告掲載の取下げ)

第16条 広告主は、観音寺市ホームページ広告掲載取下げ申請書（様式第6号）を提出して、市ホームページへの広告掲載を取り下げることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合は、掲載した広告を削除する。

3 市長は、前項の規定により広告を削除した場合、当該広告を削除した日の属する月の翌月から起算した掲載決定期間の残りの月数が3月以上あるときは、当該残りの月数から2月を減じた月数に相当する広告掲載料を返還する。

4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告掲載料の返還）

第17条 広告の掲載開始前、広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載することができなかったときは、既納の広告掲載料を返還する。

2 広告の掲載開始後、広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載することができなくなった場合は、掲載決定期間の残りの月数に応じ、広告掲載料を返還する。ただし、月の途中で掲載することができなくなった場合における当該月分については、日割り計算によるものとし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

3 次の各号に掲げる事由により、本市が市ホームページの運営を一時停止した場合は、前2項の規定に準じて、その広告掲載料を返還する。ただし、一時停止の期間が1日（24時間）を超えない場合は、広告掲載料を返還しない。

（1） 機器等の保守又は工事を行う場合

（2） 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

4 前各項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告主の責務）

第18条 広告主は、市ホームページに掲載された広告の内容、広告のデザイン又はリンク先のホームページの内容については一切の責任を負う。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証しなければならない。

3 第三者から広告等に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

4 広告主は、第10条の規定により決定を受けた市ホームページへの広告掲載に係る一切の権利について、他に譲渡し、又は転貸し、若しくはこれを担保に供してはならない。

(審査機関)

第19条 ホームページへの広告掲載を適性を実施するため、審査会を置く。

2 審査会は、委員長及び委員若干名で構成する。

3 委員長には政策部長を、委員には委員長が指名する課長等をもって充てる。

4 審査会は、新たに広告掲載しようとする場合又は広告の内容その他広告掲載に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに会議を開催する。

5 審査会の会議は、委員長が主宰する。

6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を依頼し、その意見又は説明を聴くことができる。

(裁判管轄)

第20条 この要綱に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、観音寺市の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月1日告示第28号)

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。ただし、第4条第1号の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年4月1日告示第47号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。